

### 第3 生産物分類策定研究会における検討

#### 1 生産物分類策定の基本的な考え方の検討

##### (1) 分類構成の在り方について

(検討年月日 第2回研究会(平成29年6月20日))

生産物分類の分類構成の在り方について、事務局から、NAPCS及びCPAの基本構造、また、SNA、産業連関表、経済センサスー活動調査等の各種統計で使用されている分類の概要について説明があった。

NAPCSについては、基本的に産業分類から独立した分類構造となっている。また、図表3-1-1のとおり、用途の類似性による分類を指向したものとなっており、具体的には、i) 主に家計・個人が消費する生産物なのか、主に企業が消費する生産物なのかで区分、ii) 代替性・補完性の原則により、下位分類では相互に密接な代替物となる生産物を統合し、上位分類では関係の薄い代替物又は補完物が統合されていることが説明された。

一方、CPAについては、図表3-1-2のとおり、EUの産業分類である欧州共同体経済活動統計分類(NACE:Nomenclature statistique des activités économiques dans la Communauté européenne)(以下「NACE」という。)とリンクした分類構造となっており、原則として、生産物は1つのNACE産業にリンクしており、分類コードは4桁までCPAとNACEは共通となっていることが説明された。

また、国民経済計算、産業連関表、経済センサスー活動調査等の各種統計で使用されている分類の対応状況について、図表3-1-3のとおり、その概要が説明された。

その上で、事務局からi) 我が国の生産物分類においては、NAPCS型とCPA型のどちらを指向すべきか、ii) 分類構造はどうあるべきか、特に最も詳細な分類階層における粒度(分類数)はどの程度を目指すべきかについて論点が提示された。

これについて研究会では、SNAのコモディティ・フロー法においては、配分先及び配分比率が異なる生産物を区別することが必要で、機能・用途による需要ベースに純化したNAPCSが望ましいとの意見や、日米の経済的な結び付きを考慮すれば、NAPCSを参考にすべきではないかとの意見があった。一方で、使いやすさという点では、CPAはNACEにリンクしているので使いやすいが、NAPCSは、例えば、同じ消費者ローンでも用途の違いにより住宅ローン、自動車ローンが別の大分類に出現するなど使いにくいのではないかとの意見があった。

また、分類構造と粒度については、仮にNAPCSを参考に作成したとしても、最下層分類の生産物リストはNAPCSでもCPAでも基本は同じであり、あとは上位の分類構造をどのように分類するのかの問題であり、まずは最下層分類(注)を作り、分類構成の在り方は後で検討してもよいのではないかとの意見があった。

(注)「最下層分類」という名称は、研究会において、ややネガティブなイメージがあるとの指摘があったため、最終案において、アメリカ経済センサスにおける「詳細品目(Detail Lines)」という名称を参考に、「詳細分類」に変更された。

議論の結果、分類作成の基本的な原則としては、用途の類似性（需要側視点）による分類を指向することとし、階層構造の構築方法については、今後引き続き検討を行うこととなった。

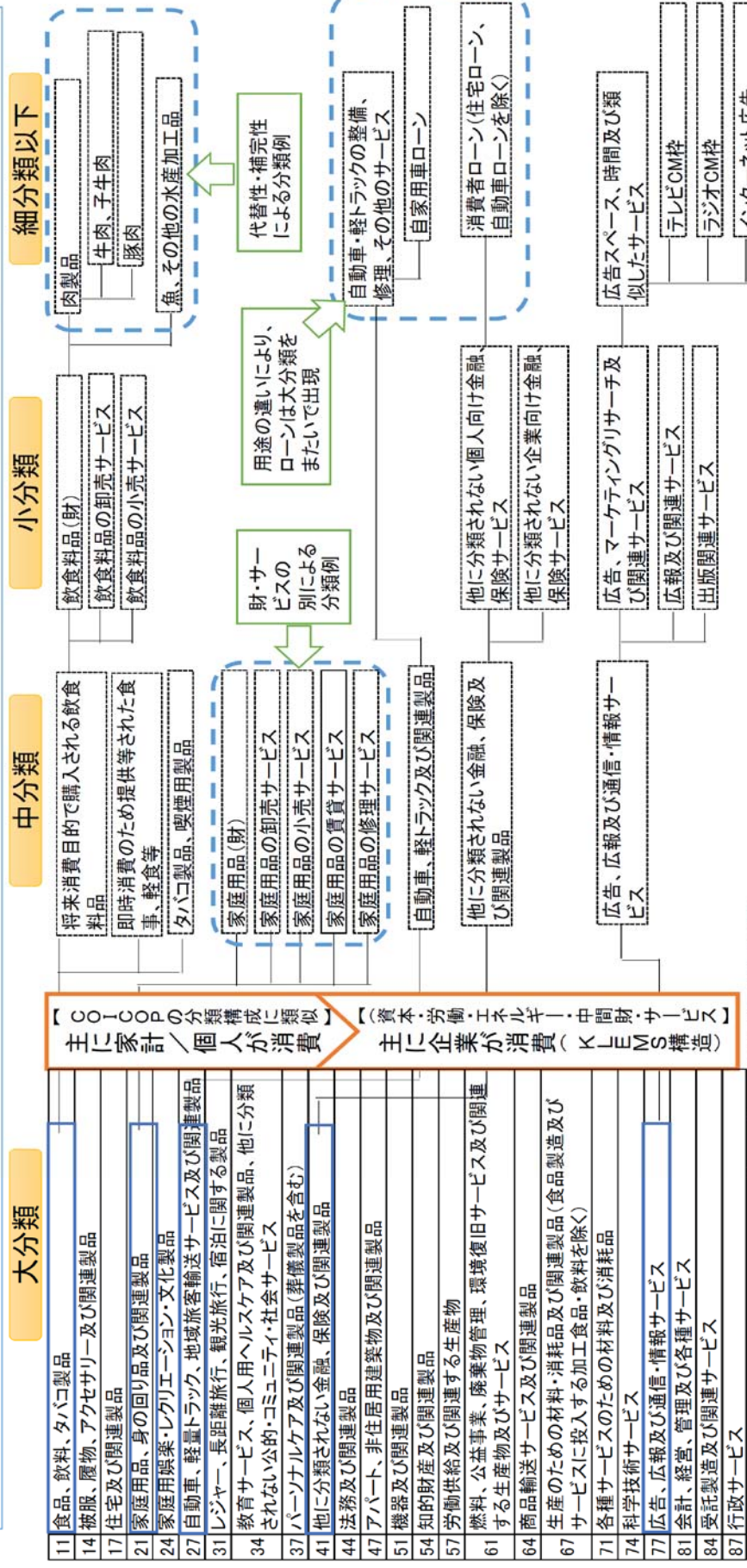
図表 3-1-1

# NAPCSの基本構造(イメージ)

**【用途の類似性(需要側視点)による分類の具体例】**(※下記の分類原則を採用しつつ、データの収集可能性、報告者の報告能力・意思等を考慮)

① 家計/個人用・企業用の別の分類  
 一次分類では11~37が主に家計/個人用、47~84が主に企業用として分類。また、家計/個人用はCOICOP(注1)の分類構成に類似し、企業用は、KLEMS構造により資本・労働・エネルギー・中間財・サービスに分類(注2)

② 代替性・補完性の原則  
 一用途(需要側視点)による分類を構築するため、下位分類では相互に密接な代替物となる生産物を統合し、上位分類では関係の薄い代替物又は補完物となる下位分類を統合(※中分類及び小分類では、この考え方を踏まえ、財・サービス(卸売/小売/賃借/保守・修理)の別による分類がみられる。)

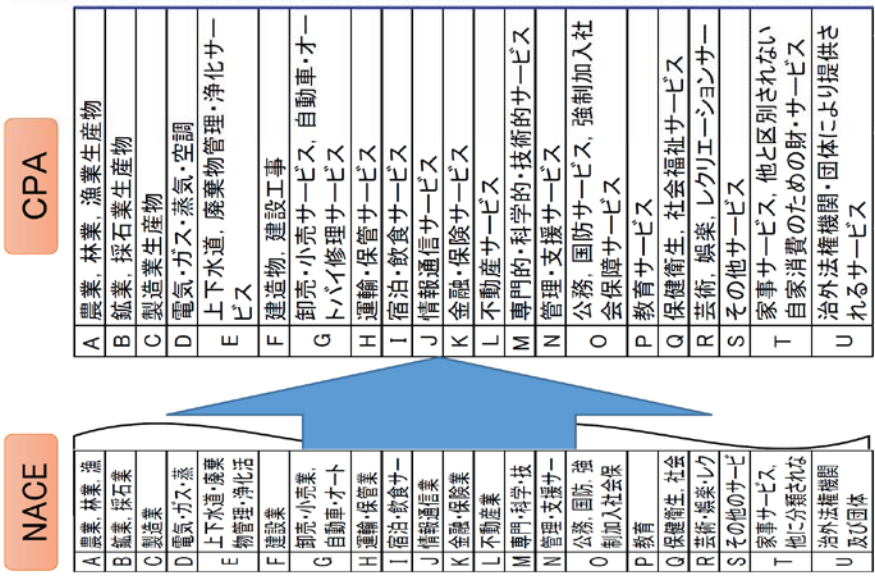


(注) 1 Classification of Individual Consumption According to Purpose (目的別個人消費分類)  
 2 産業別の産出、投入及び生産性の国際比較のためのデータベースに用いられる区分であり、ハーバード大学が主催する「WORLD KLEMS Initiative」やロンドンゲンゲン大学が主催する「EU KLEMS Project」などがある

図表 3-1-2

# CPAの基本構造(イメージ)

- 原則として、1つの生産物分類は1つのNACE (注1) 産業にリンク
- 分類コードは4桁までNACE-CPA共通



**【例外①】**  
 (修理・保守・設置サービス)  
 ※NACEの分類構造に従い、以下の大分類の階層にそれぞれ分類

- C 製造業生産物
- 33 機械・設備の修理・設置サービス
- G 卸売・小売サービス、自動車・オートバイ修理サービス
- 45 自動車・オートバイの卸売・小売・修理サービス
- 45.2 自動車の保守・修理サービス
- S その他サービス
- 95 コンピューター及び個人・家庭用品の修理サービス

**【例外②】**  
 (著作権・特許)

- J 情報通信サービス
- 58 出版サービス
- 58.2 ソフトウェア出版サービス
- 58.21 PCゲームの出版サービス
- 58.214 PCゲームの使用許諾サービス
- N 管理・支援サービス
- 77 賃貸・使用許諾サービス
- 77.4 知的財産の使用許諾サービス(著作物を除く)
- 77.40.11 R&D生産物の使用許諾サービス
- 77.40.12 商標・フランチャイズの使用許諾サービス

**【例①】**  
 1つの生産物が1つのNACE産業にリンク(産業対生産物=1対多)

(NACE)

- L 宿泊・飲食サービス業
- 56 飲食サービス業
- 56.1 レストラン・移動飲食サービス業
- 56.10 レストラン・移動飲食サービス業
- 56.10.1 レストラン・移動飲食サービス業
- 56.10.11 フルレストランサービスによる飲食サービス(※)
- 56.10.12 旅客鉄道・船舶における飲食サービス

(CPA)

- L 宿泊・飲食サービス
- 56 飲食サービス
- 56.1 レストラン・移動飲食サービス
- 56.10 レストラン・移動飲食サービス
- 56.10.1 レストラン・移動飲食サービス
- 56.10.11 フルレストランサービスによる飲食サービス(※)
- 56.10.12 旅客鉄道・船舶における飲食サービス

(※)本分類には宿泊施設における飲食サービスを含む

**【例②】** 形式的には「1対多」対応だが、実質的には複数の生産物が複数のNACE産業にリンク(多対多)している例もあり

(NACE)

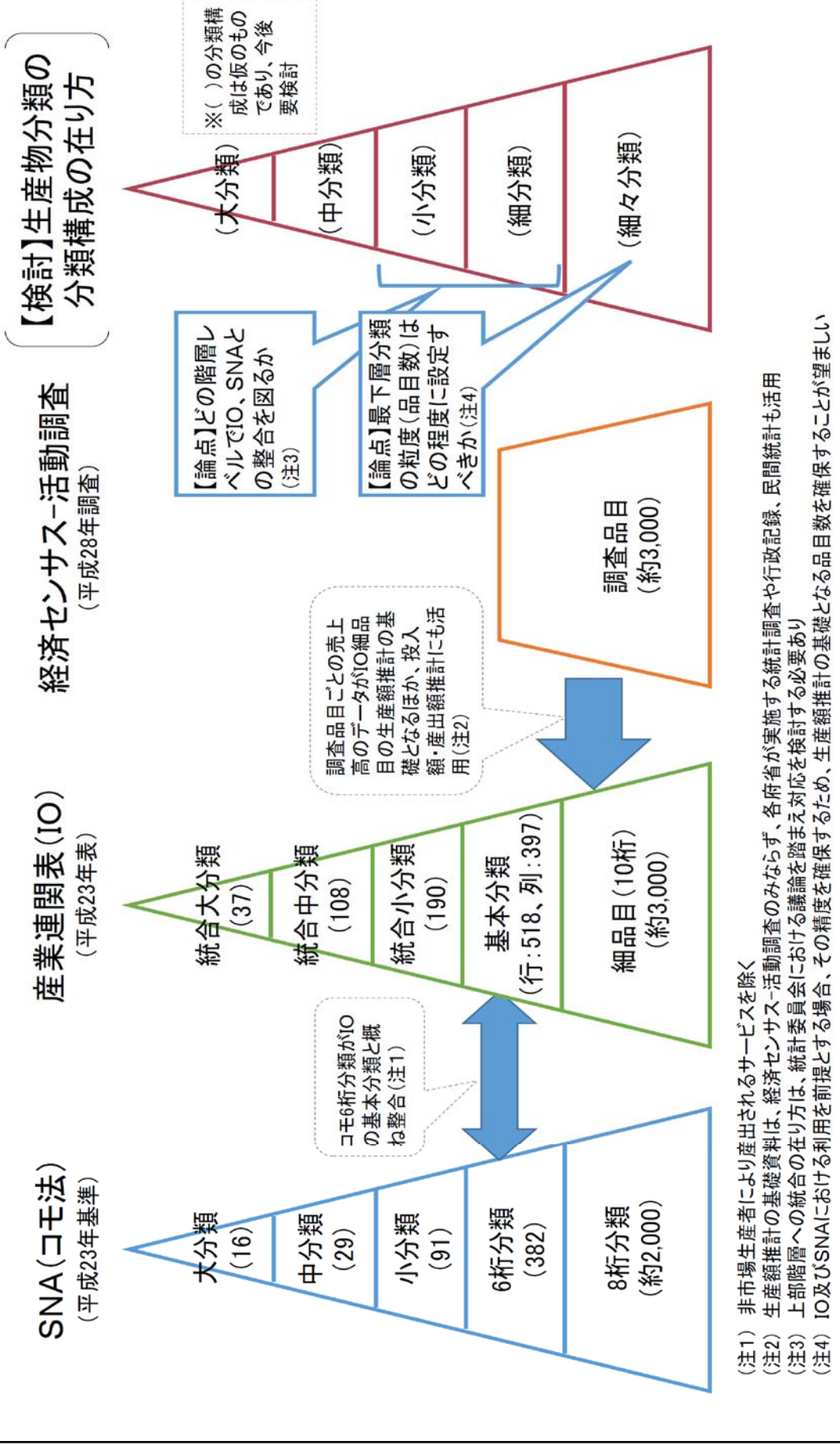
- J 情報通信業
- 61 通信業
- 61.10 有線通信業
- 61.10.13 個人向け回線サービス(有線)
- 61.10.20 通信サービス(有線)
- 61.20 無線通信業
- 61.20.13 個人向け回線サービス(無線)
- 61.20.20 通信サービス(無線)

(CPA)

- J 情報通信サービス
- 61 通信サービス
- 61.10.13 個人向け回線サービス(有線)
- 61.10.20 通信サービス(有線)
- 61.20.13 個人向け回線サービス(無線)
- 61.20.20 通信サービス(無線)

(注1) 欧州共同体経済活動統計分類(Nomenclature statistique des activités économiques dans la Communauté européenne)

# 産業連関表・SNA・経済センサス品目分類対応状況



(注1) 非市場生産者により産出されるサービスを除く  
 (注2) 生産額推計の基礎資料は、経済センサス-活動調査のみならず、各府省が実施する統計調査や行政記録、民間統計も活用  
 (注3) 上部階層への統合の在り方は、統計委員会における議論を踏まえ対応を検討する必要あり  
 (注4) IO及びSNAIにおける利用を前提とする場合、その精度を確保するため、生産額推計の基礎となる品目数を確保することが望ましい

## (2) 関係府省庁からの意見

(検討年月日 第3回研究会(平成29年7月28日))

第3回研究会では、内閣府、総務省統計局、経済産業省及び日本銀行から、生産物分類の策定に関する意見等について説明があった。

内閣府からは、GDP推計の精度向上の観点から望ましい方向性として、i) ファイナンスリースの区分や特許サービスの設定など国際基準(2008SNA)において求められている事項に対応して分類体系を整備すること、ii) 各生産物の配分比率を検証しながら分類を設定し、配分比率の安定性を確保すること、iii) 特定の需要項目にのみ配分されるような生産物を分離して配分構造を単純化することが必要であるとの意見があった。

総務省統計局からは、i) 2021年経済センサスー活動調査の試験調査が2019年度に実施予定であるため、可能な限り早期にサービス分野の生産物分類を策定する必要があること、ii) 生産物分類の経済センサスへの適用に当たっては、記入負担の抑制や行政コストの制約のもとで結果精度を確保できるものであることが必要であるとの意見があった。

経済産業省からは、i) 用途の類似性を指向した分類として、末端において最終財、中間財の区分けができるように整理すること、ii) 国際比較が可能となるように整理すること、iii) 主たる利用者である2021年経済センサスー活動調査の調査設計と連携を図っていくことが重要との意見があった。

日本銀行からは、i) 現行の産業分類をベースとした分類体系(供給側視点の分類体系)を併せて公表すること、ii) 分類を設定する際には、用途の違いのほか、企業からデータを得ることができるかといった実査可能性にも配慮すること、iii) サービスの定義の整合性など抽象的な側面に偏らず、現に存在しているサービスに対し、きちんと分類を付与することが必要であるとの意見があった。

これらを踏まえ、研究会では、生産物分類の策定に際しての基本的な考え方について議論が行われた。主な意見としては、i) 中上位分類の構成については、用途の類似性による需要側視点の分類体系と産業分類をベースとした供給側視点の分類体系の両方が構築されることが望ましい、ii) 産業と生産物の関連について、一つの産業から複数の生産物を生産することもあれば、一つの生産物を複数の産業が生産することもあるため、分類の構成をマトリックス型で表章することも一案と考えられる、iii) SNA等において特殊な扱いをする部門として、特許等の知的財産についても「生産物分類策定の基本的な考え方」に明記して検討を行うべきである、iv) 様々な統計調査を整備するためにも、現行の産業分類をベースとした分類体系(供給側視点の分類体系)を併せて公表すべきなどがあった。

議論の結果、①生産物分類の目的は、産業連関表のSUT体系への移行のための基盤整備とし、基礎統計における報告可能性を考慮しつつ検討を進めること、②分類作成の基本的な原則として、用途の類似性による分類を指向すること、③当面2年間で作成するサービス分野の生産物分類は政策統括官決定とし、統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計基準とすることの是非については、財・サービスを含む生産物分類の全体像が明らかになった段階で検討するなどの方向性について確認した。その他の事項については、本日の意見等を踏まえて引き続き事務局において検討を行うこととなった。

### (3) 生産物分類策定の基本的な考え方の決定

検討年月日 第4回研究会（平成29年9月15日）  
第5回研究会（平成29年10月25日）

第4回研究会では、事務局から、これまでの第1回から第3回研究会における議論を踏まえ、今後の個別分野の検討に際しての指針となる「生産物分類策定の基本的な考え方（案）」が提示され、議論が行われた。

「策定の目的」について、「SUT体系の部門概念と統合的な生産物分類を提供する」とあるが、「統合的」とはSUTの部門分類と全く同じものを作成することを想定しているのかとの質問に対して、事務局から、SUTでは帰属計算を行う部門もあるため、完全に同じものにはならないと思うが、基本的にはできる限り概念を合わせていくことが適切と考えているとの回答があった。

「生産物の範囲」について、原案の（注）1において、無形財として「特許、商標、著作権等の知的財産等」との例示があり、特許等として登録済みの知的財産のみが含まれるように読めるが、（注）2では、企業内研究開発等の自己勘定総固定資本形成も概念上含まれるとしており、これを踏まえれば、特許等として未登録の知的財産についても無形財として生産物の範囲に含まれることを明記すべきではないか。また、政府サービスについては教育などの個別的政府サービスのほかに集散的政府サービスも含まれるのかとの質問があった。これに対して事務局からは、諸外国の生産物分類では、知的財産については著作権等の登録を前提にしているものに限定している可能性もあり、未登録の知的財産の扱いについては、よく確認した上で書き方を検討したい。また、政府サービスには集散的政府サービスも概念上含まれるとの回答があった。

「分類基準」について、生産物の代替性のほかに補完性を考慮する必要があるのではないかと意見に対して、事務局から、「分類基準」は最下層の生産物を特定する際の基準と考えており、生産物の補完性は中上位分類を構築する際の考え方と思われるため、「分類基準」の中では記載せず「分類構成」の項目の中で記載しているとの回答があった。

また、「SUTタスクフォース・意見取りまとめ（1）－SUT・産業連関表の基本構成の考え方－」（平成29年8月統計委員会国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合）では、基準年SUT・産業連関表の部門について、「国内生産・需要額の大きさ」、「産業・生産物の成長性」について、一定の客観的ルールを設定して検討を行うとされているが、生産物分類策定の「分類基準」においてこれらの観点が含まれていないのはなぜかと質問があった。これに対して事務局からは、生産物分類の最下層分類は基準年SUT・産業連関表の部門分類よりも細かいレベルで作成されるものであり、かつ、先行して作成するサービス分野については、既存の生産物分類がないことから、参考となる生産額・需要額等のデータが十分に得られない可能性があるため、一律に客観的ルールを設定して分類を作成することは難しいのではないかと考えているが、検討に際しては、既存の統計調査のデータや業界において作成しているデータなど入手可能なものは参考にしながら検討を進めたいと考えているとの回答があった。

「分類構成」について、需要側視点の分類体系と産業分類ベースの分類体系のどちらが

適当か現時点では判断できず、また、ユーザーが最下層の分類のみを利用するとは限らないので、需要側視点の分類体系と産業分類ベースの分類体系の2種類を作成すべきではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、基礎統計との関係では、産業分類ベースの分類体系が求められる一方で、これまでの本研究会での議論では、産業分類に類似した分類体系では生産物分類をあえて作成する意義がないのではないかと指摘もあり、事務局としては需要側視点の分類体系の構築を指向したものであるが、産業分類をベースとした分類体系が必要との御意見が多くあるのであれば、対応表の在り方も含めて引き続き総合的に検討するとの回答があった。

「策定された生産物分類の取扱い」について、サービス分野の生産物分類は平成30年度までに策定するとあるが、サービスについてはサービス業が産出するものと製造業が産出するものがあると思われるので、平成31年度以降に財分野を検討する際に、サービス分野については見直す必要が出てくる可能性もあるのではないかと質問に対して、事務局からは、例えば情報サービスなどは、サービス業のみならず製造業が産出しているケースも想定され、財分野の検討時にサービス分野との整合を図る必要性が生じた場合は見直しも検討したいとの回答があった。

研究会での議論を踏まえて、事務局では「生産物分類策定の基本的な考え方（案）」を修正し、当該修正案（図表3-1-4）を第5回研究会に報告し了承を得た。



## 生産物分類策定の基本的な考え方

平成 29 年 10 月 25 日

総務省政策統括官（統計基準担当）室

### 1 策定の背景及び必要性

生産物分類とは、国際連合統計部が作成する中央生産物分類（以下「CPC<sup>1</sup>」という。）によると、経済活動の産出物である生産物について、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのもの（輸送可能財・不可能財及びサービス）を対象とした分類であるとされている。

我が国には、現在、統計を商品別に表示する場合の標準として日本標準商品分類が存在するが、同分類は、①財分野のみでありサービス分野に関しては未整備、②利用事例は少ない、③平成 2 年 6 月を最後に改定が行われていない、などの状況にある。

このような状況の中、平成 21 年 4 月から全面施行された新しい統計法に基づき定められた「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）（第 I 期基本計画）においては、「日本標準商品分類におけるサービスの取扱いについて研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する」とされた。これを踏まえ、総務省では、関係府省及び学識経験者により構成される検討会議を開催し検討を行ったが、①各種統計調査が対象とする産業分野の商品相互を比較する機会が多くないこと、②国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系が一次統計側の各行政ニーズと必ずしも一致しないことなどから、統計基準としての設定は行わないこととされた。<sup>2</sup>

その後、第 II 期基本計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においては、「各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益である」ことから、「サービスの分野を含んだ、生産物分類の設定に向け、段階的に検討を進める」とされ、これを踏まえ、総務省において改めて検討を進めていた。

そうした中、平成 29 年 1 月に、内閣官房長官を議長とする統計改革推進会議が開催され、抜本的な統計改革のための検討が開始された。平成 29 年 5 月 19 日に公表された同会議の最終取りまとめにおいては、GDP 統計の精度向上を図るため産業連関表の供給・使用表（以下「SUT<sup>3</sup>」という。）体系への移行を行うこととされ、そのための基盤整備として、「総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023 年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行う」とされた。

<sup>1</sup> United Nations(2015) Central Product Classification Ver.2.1

<sup>2</sup> 平成 25 年度統計法施行状況報告（平成 26 年 6 月 16 日 総務省政策統括官（統計基準担当））

<sup>3</sup> Supply and Use Table

このようなことから、総務省では、平成29年5月26日に、生産物分類の策定に当たって、学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として生産物分類策定研究会を開催し、これまで5回にわたり、生産物分類の策定に際しての目的、分類基準、作業の進め方等の基本的事項について検討を行った。今般、これを踏まえ、「生産物分類策定の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を取りまとめた。

今後、本基本的な考え方に基づき、個別分野の生産物分類の検討を進め、産業連関表のSUT体系への移行及びこれによるGDP統計の精度向上に資する生産物分類を策定する必要がある。

## 2 策定の目的

今回策定する生産物分類の目的は、GDP統計の精度向上を図るための産業連関表のSUT体系への移行に向けた基盤整備として、SUTにおける生産額、投入額及び産出額推計の基礎となり、かつSUT体系の部門概念と統合的な生産物分類を提供することである。

あわせて、特にSUT作成に使用する各種基礎統計を念頭に、生産物の定義を統一化するための生産物分類を提供することも目的とする。

## 3 生産物の範囲

生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのものを含む。(注)

(注) 1 本分類に含まれるもの：

有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））

無形財（ソフトウェア、研究開発、特許、商標、著作権等の知的財産等）

サービス

本分類に含まれないもの：

土地及び金融資産・負債

2 生産物の範囲には、政府サービス、企業内取引（本社サービス、自家輸送等）、自己勘定総固定資本形成（企業内研究開発、自社開発ソフトウェア等）についても概念上含まれるが、生産物分類として設定するか否かについては、個別に検討を行うものとする。

## 4 分類基準

今回策定する生産物分類は、経済活動における生産の成果として産出される生産物について、主に用途の類似性に着目して分類する。具体的には以下のような観点に着目する。

### ① 生産物の需要先

中間消費、民間又は政府の最終消費、固定資本形成、輸出など、その需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討する。

### ② 生産物の代替性

代替性が高いものは同一の分類とすることを検討し、代替性が低いものは別の分類とすることを検討する。

また、分類に際しては、上記①及び②の観点に加え、一般的に認識される生産物の特性の違いや国際比較可能性についても考慮する。

## 5 基礎統計における報告可能性への配慮

産業連関表のSUT体系への移行により、使用するデータが企業側の報告しやすい事業所ベース等の情報となるため、原材料等の投入構造等についてより少ない仮定の下で推計が可能となり、推計精度の向上が期待されている。

したがって、今回策定する生産物分類は、基礎統計の報告者である企業及び事業所にとって報告可能なものであることが重要となる。生産物分類の策定に際しては、前記4の分類基準を基本としつつ、企業や関係業界団体等へのヒアリングやアンケート調査を通じて、企業及び事業所における売上高等の把握単位や統計調査での報告可能性等について把握しつつ検討を進める。

## 6 分類構成

最下層の分類項目数は、SUTにおける生産額推計の基礎となる項目数を確保できる程度の粒度を見込む。

中上位分類の構成については、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系とし、生産物の代替性に加え補完性も考慮して分類を構築する。具体的な中上位分類の構築方法については、個別分野の生産物分類の検討と並行して検討を進める。

分類コードの付与ルールについては、中上位分類の構築方法と併せて検討を進めることとし、それまでの間は、作業用として暫定作業用分類コードを設定する。

## 7 他の統計分類との関係

国内及び国外の主な統計分類への対応については、以下のとおりとする。

(1) 日本標準産業分類と今回策定する生産物分類の対応表を作成する。その際、各種基礎統計及び経済指標の作成及び利用における利便性を確保するため、最下層のみならず中位層レベルにおける対応関係の整理についても検討する。

(2) CPC及び商品の名称及び分類についての統一システム（HS<sup>4</sup>）との対応表を作成する。

## 8 策定された生産物分類の取扱い

平成30年度までに策定するサービス分野の生産物分類については、各府省庁等の了解のもと、総務省政策統括官（統計基準担当）決定とする方向で検討する。また、今回策定する生産物分類の正式な名称についても、平成30年度までに検討する。

なお、生産物分類の統計基準化の是非については、平成31年度以降に実施する財分野の生産物分類の検討が終了し、財・サービスを含む生産物分類の全体像が明らかになった段階で検討する。

<sup>4</sup> World Customs Organization(2017) Harmonized Commodity Description and Coding System

## 9 作業の進め方、体制

総務省は、本基本的な考え方に基づき、関係府省庁等の協力を得て分類原案を検討し、生産物分類策定研究会の意見を聴いて、生産物分類を決定する。

具体的な策定作業の進め方等については、別途作成する作業手順書によるものとする。

## 10 スケジュール

当面の主なスケジュールは以下のとおり。

年 月	スケジュール
平成 29 年 10 月	「生産物分類策定の基本的な考え方」の取りまとめ
11 月～	サービス分野の生産物分類設定案の個別検討
平成 31 年 1 月～	各府省庁等への意見照会
3 月	サービス分野の生産物分類の決定（政策統括官決定（予定））
4 月～	財分野の生産物分類設定案の検討

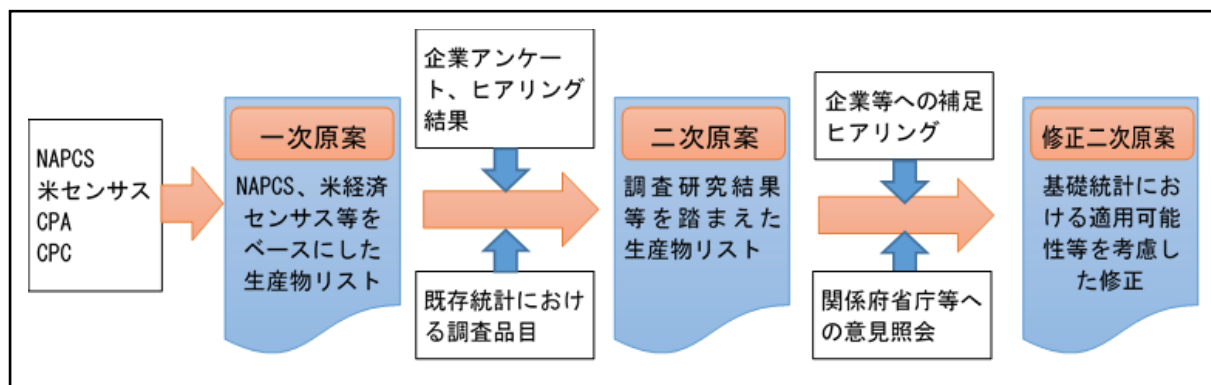
（出典：第5回研究会 資料1-1）

#### (4) 分類原案の作成方法

検討年月日 第4回研究会（平成29年9月15日）  
 第5回研究会（平成29年10月25日）

第4回及び第5回研究会では、事務局から、個別分野の検討に際して、「生産物分類策定作業手順書（案）」が示され、分類原案の作成方法が提案された。作業手順の概要は図表3-1-5のとおりであり、具体的には、以下の作業手順を踏むことが提案された。

図表3-1-5 作業手順フロー図



(作業手順)

##### ア 産業（業界）研究

検討対象となる産業の業界研究を通じて、業界全体の概略を把握し、分類原案の検討の参考情報を整理するものであり、具体的には、i) 関係法令等、ii) 業界売上高・業界シェア・事業所数等、iii) 主な商品・サービス等について整理する（注1）。

（注1）産業（業界）研究資料は、個別の企業名が記載されているものもあることから、研究会における席上配布資料とし、研究会ホームページには掲載していない。

##### イ 一次原案の作成

J S I C小分類ごとにワークシート1（一次原案作成用）（図表3-1-6）により、（A列）NAPCS、（B列）2017年アメリカ経済センサス調査票、（C列）CPA、（D列）CPCを参考に、（E列）一次原案生産物リストを作成する。作成に際しては、用途の類似性による分類を指向したNAPCSと、NAPCSをベースに作成された2017年アメリカ経済センサス調査票を優先的に採用する。

##### ウ 二次原案の作成

ここでは、ワークシート2（二次原案作成用）（図表3-1-7）により、（G列）既存統計調査の調査品目名及び（H列）調査研究結果を参考に、事業所・企業の報告可能性を考慮した（F列）二次原案生産物リストを作成する。二次原案は、最下層分類（詳細分類）のほか、直近上位の統合分類案も提示することとし、必要に応じて、最下層分類（詳細分類）の内容例示案も提示する。

##### エ 暫定作業用生産物コードの付与

二次原案の各生産物に暫定作業用生産物コード（注2）を付与する。付与ルールは以下

のとおり。

(注2) なお、最終案では「暫定分類コード」に名称変更するとともに、コードレイアウトも変更されている(詳細は第4「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」別紙1「暫定分類コードについて」参照)。

暫定作業用生産物コードレイアウト

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目	8桁目	9桁目	10桁目	11桁目	
1	6	3	0	1	6	0	3	0	3	9	②※ 需要先及び財・サービス等識別コード
① JSIC小分類				②※		③品目細分コード			④※		④※ 後置符号

① JSIC小分類

原則として、検討対象のJSIC小分類(3桁)を充てる。

② 需要先及び財・サービス等識別コード

5桁目は需要先識別コードであり、専らの需要先が異なることがほぼ特定可能な場合に、「1」:事業者向け、「2」:一般消費者向け、「6」:輸出向け、「9」:混在・不明を充てる。

6桁目は財・サービス等識別コード(注3)であり、「1」:有形財、「2」:無形財、「4」:卸売サービス、「5」:小売サービス、「6」:サービス(卸売・小売を除く)、「9」:混在・不明を充てる。

(注3) 財・サービス等識別コードは、検討過程において、財とサービスの区分や、有形財と無形財の区分が困難なものがあつたため、最終案では削除した。

③ 品目細分コード

統合分類と最下層分類(詳細分類)を細分するためのものであり、7・8桁目は統合分類を、9・10桁目は最下層分類(詳細分類)を区分するものとして設定する。

なお、品目細分コードは、それぞれ初期においては、原則として、3の倍数を付番する(例:「03」、「06」、「09」、「12」・・・)。

④ 後置符号

最下層分類(詳細分類)の生産物分類案以下の内容例示を示すものとして、11桁目に「9」を付す(注4)。

(注4) 後置符号は、最終案において、「C」(Cost):専ら費用積み上げにより生産額を測定する生産物、「R」(Reference):生産物に関連して把握が必要な収入項目にそれぞれ付番するものとして整理された。なお、各生産物の内容例示は、分類表の「説明及び内容例示」欄に○例示として記載している(詳細は後述第3の3(2)及び(7)参照)。

オ 企業等への補足ヒアリング及び関係府省等への意見照会等を踏まえた二次原案の修正企業又は業界団体等への補足ヒアリング及び関係府省等への意見照会を経て、必要に応じて二次原案を修正する(注5)。

(注5) なお、実際の個別分野の検討作業では、研究会開催前の2週間前をめぐり、関係府省庁等に対して事前説明会を開催し、事務局から産業(業界)研究の概要及び二次原案の説明を行うとともに、その際に出された質問・意見を踏まえて二次原案の修正を行った。

また、二次原案の策定に際して、調査研究結果だけでは十分な情報が得られなかった場合には、企業等への補足ヒアリングを事務局において行った。

#### カ 生産物分類策定研究会における検討

作成した二次原案は、研究会に提出され検討を行う（注6）。

（注6）実際の個別分野の検討においては、産業（業界）研究資料の説明は、関係府省庁に対しては、前述の事前説明会において説明を行い、研究会構成員に対しては、研究会の前に構成員向けの事前勉強会を開催して説明を行った。

また、研究会では、事務局から主にワークシート2に基づき二次原案が説明され、質疑の後、座長が研究会としての修正の方向性を取りまとめた。研究会後、事務局は研究会において示された方向性を踏まえ、必要に応じて企業等への補足ヒアリング等によりさらなる情報収集及び事実確認を行い、修正した二次原案を改めて研究会に提示した。このように、各分野の生産物分類案については、最低2回の研究会における議論を経て決定することとした。

第4回及び第5回研究会では、事務局から提案された分類原案の作成方法について議論が行われた。

主な議論としては、「その他の〇〇」といったバスケット項目は、各階層レベルにおいて設定するののかとの質問に対して、事務局からは、基本的にはそうなるが、安易に「その他の〇〇」で括らないように留意するとともに、J S I Cにおいて「その他の〇〇業」という分類には、様々な産業が含まれているため、これらの産業が産出する生産物をどのように特定するのも検討課題であるとの回答があった。

また、暫定作業用分類コードについて、GDPの需要先を特定するのであれば「政府向け」という区分も設けるべきではないかとの意見があった。これに対して事務局から、当初案では設備投資等の固定資本形成も含めて細かく区分しようとしていたが、あまり細かい区分にすると判断がつかず、多くが「混在・不明」と識別されてしまう恐れがあったため、最低限の区分を設定したとの回答があった。

また、副業の生産物の検討について、事務局の説明では「明らかに検討対象産業における生産物とは考えにくいものについては、一次原案から外すものとする」とし、例えば、翻訳業における天気予報サービスの事例を取り上げていたが、天気予報サービスであっても実際に行われていれば副業であり、副業とそうではないものをどう切り分けるのかとの質問があった。これに対して事務局からは、主業・副業・その他をどう分けるかは難しく、明確なメルクマールはないので個別に判断していくしかないが、ワークシートでは何を副業としたのか、何を落としたか分かるように一次原案を作成し、研究会で検討していただきたいとの回答があった。

議論の結果、「生産物分類策定作業手順書（案）」については、研究会からの意見等を踏まえて必要な修正を行った上で、当面、本案に基づいて個別分野の検討を行うこととなったが、今後、研究会における個別分野の検討における議論等を踏まえて、必要に応じて変更・修正することとなった。







